

令和6年度労働者派遣による建築行政等実務補助業務その2仕様書

1 業務の実施場所

八尾市建築部執務室(八尾市本町 1-1-1 西館 1 階) 他八尾市内一円、法務局その他関係機関

2 契約期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

3 派遣人数、基本業務及び必要資格等

【人数】 4名

【業務内容】

- (1) 建築部が所管する法令に基づく申請・届出・報告等の書類の審査補助、現場調査及び付帯業務
- (2) 建築部が所管する法令に基づく指導・啓発に係る現地調査、パトロール等の補助
- (3) 建築部窓口における来庁者の対応及び(1)の申請等の受付、受理等(郵送されるものを含む)
- (4) 建築計画概要書、定期調査・検査報告概要書、開発登録簿等の閲覧・交付に係る業務及び付帯業務
- (5) 建築確認申請経由事務における記載事項の確認、調整、台帳整備及び付帯業務
- (6) (1)～(5)に係る決裁・回覧書類作成等の補助
- (7) 法務局その他関係機関で行う調査、書類の提出等
- (8) 八尾市が管理する各施設の工事及び設計業務に伴う調査、資料作成及び付帯業務
- (9) 補助金申請に関する資料作成
- (10) FM管理システムによるCAD情報、工事情報、工事図面などの分析・整理
- (11) 工事に伴う諸官庁提出書類作成、書類作成に伴う現地調査
- (12) 工事及び設計業務により提出された図書、写真、現場関係書類の収集、分析、確認、修正及び整理
- (13) 工事に伴う伝票作成補助
- (14) 現地・現場調査及び法務局その他関係機関への公用自動車の運転
- (15) 共通事項として、電話の応対、職員への引継等の業務

【必要資格等】

次の①又は②のいずれかの条件を満たすこと。ただし、派遣者のうち1名は①の資格等を有すること。

- ① ・ 1級建築士の資格を有すること又は2級建築士として一定の建築に関する業務実績を有すること。
- ② ・ 建築に関する業務について合わせて5年以上の業務実績(現場作業を除く。)又はそれと同等の業務実績があること。
 - ・ OA機器の操作ができ、Auto-CAD又はJWW-CADを使つての2年以上の建築設計の実績があること。

4 応募申込手続

詳細については、「令和6年度労働者派遣による建築行政等実務補助業務その2の条件付一般競争入札参加資格審査申請要領」を参照のこと。

5 契約形態

就労総時間数が確定できないため、単価契約とする。

6 基本的な勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日
- (2) 勤務時間 8時45分から17時15分までの勤務時間のうち実働7時間15分とする。
(休憩時間：正午から45分間)
- (3) その他 業務の都合によりこれによりがたい場合は、派遣会社と協議のうえ別途定める。

7 休日

- (1) 日曜日・土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）
- (4) 毎月1回市が指定する日
- (5) 業務の都合によりこれによりがたい場合は、派遣会社と協議のうえ別途定める。

8 個人情報の保護等

地方行政事務に携わる上で、個人情報の取り扱いについては、十分に注意するとともに、個人情報の保護については、派遣会社はもとより、派遣される各個人においても個人情報保護法第67条による守秘義務が課せられていることを十分に理解していること。契約書には別紙「労働者派遣契約上の措置例」の内容を盛り込むこと。

9 派遣労働者の待遇

派遣労働者の登録を行っている会社においては、派遣労働者に対して、社会保険の加入等、労働基準法等関係法令を遵守していること。

10 単価について

交通費・社会保険料事業主負担分・その他必要経費等を加味したうえで総額を算出したものを、派遣期間（上記「7 休日」に定める日を除く）の勤務日数、1日の時間数（7.25時間）及び派遣者人数で除した金額を契約金額（小数点以下切り捨て）とする。

(入札額÷191日÷7.25時間÷4人=契約単価)

11 その他

- (1) 制服、ヘルメット及び更衣ロッカー等、業務に必要な装備・設備については、必要に応じて八尾市が貸与する。
- (2) 派遣労働者は、エクセル・ワード・電子メール等の基本的なパソコン操作ができること。
- (3) 派遣労働者は、迅速かつ的確な書類チェック及びファイリングができること。
- (4) 派遣労働者は、コミュニケーション能力が高く、一般的な窓口・電話応対ができること。
- (5) 派遣労働者は、集中力があり、緻密な作業に耐えることができること。
- (6) 契約に必要な経費は、すべて派遣会社が負担すること。
- (7) 契約期間中は同一者の派遣を原則とする。ただし、やむを得ない事情により同一者の派遣が困難となった場合は、期間をあけることなく仕様に基づく労働者を派遣すること。